

昭和六十一年二月十四日受領  
答 弁 第 五 号

内閣衆質一〇四第五号

昭和六十一年二月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂 田 道 太 殿

衆議院議員津川武一君提出今冬の異常豪雪に係る緊急対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員津川武一君提出今冬の異常豪雪に係る緊急対策に関する質問に対する答

弁書

一について

冬期に道路交通を確保することが必要な道路について、除雪等に要する予算の確保に努めていくこととしている。

二について

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第六条の規定により国庫補助している都道府県道の除雪経費については、示達保留額の配分を行ったところであり、さらに、今後の降雪状況等により予算額が不足する場合には、所要の予算の確保について検討してまいりたい。

また、市町村道の除雪経費については、今後の全国的な降積雪状況の推移等を見守りながら必要に応じ検討してまいりたい。

### 三について

今次豪雪における地方公共団体の除排雪経費については、現在調査中であり、この調査の結果に基づき、普通交付税措置額等を勘案しながら、特別交付税においても適切に対処してまいりたい。

### 四について

国が、御質問の除雪援助のための臨時の保安要員制度を設けることは、最近の厳しい行財政状況等においては極めて困難である。

右答弁する。